

障害程度等級表

等級		平衡機能障害
1種	1級	—
	2級	—
2種	3級	平衡機能の極めて著しい障害
	4級	—
	5級	平衡機能の著しい障害
	6級	—

- ※1 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当する級とする。
- ※2 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。